

令和 3 年度

農 第 (1) 号

浅地南部地区基盤整備関連経営体育成等促進計画書作成業務

業 務 実 施 設 計 書

工 期

自 令和3年4月 日
至 令和3年10月29日

設 計 書

小矢部市 浅地 地内

浅地南部地区基盤整備関連経営体育成等促進計画書作成業務

業務金 ￥

内 訳

農
第
(1)
号

業務
概要

経営体育成等促進計画作成 1 式

総括情報表

[illegible][illegible]

業務費内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
直接原価						
経営体育成等 促進計画書作成		1	式			内訳書(1)
打合せ		1	式			内訳書(2)
その他原価		1	式			
業務原価		1	式			
一般管理費等		1	式			
委託価格計						

内訳書(1)

作業内容	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金額計
現地踏査							
資料の検討							
水文、気象資料							
経済効果算定資料							
添付図面作成							
添付図面着色							
計画概要書作成							
事業計画書作成							
点検とりまとめ							
員数計							
合計							
変化率							
合計							

内訳書(2)

作業内容	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金額計
着手前							
中間							
最終							
員数計							
合計							
変化率							
合計							

浅地南部地区基盤整備関連経営体育成等促進計画書

作成業務委託仕様書

（適用範囲）

第1条 本業務の適用範囲は、次のとおりとする。

- （1）本仕様書は、浅地南部地区基盤整備関連経営体育成等促進計画書作成業務委託に適用する。
- （2）本業務は、「基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領」（平成25年5月16日付け25農振第263号）によるほか、本仕様書によるものとする。

（目的）

第2条 本業務は、浅地南部地区農地整備事業に必要な基盤整備関連経営体育成等促進計画書の作成を行うものとする。

（打ち合わせ等）

第3条 監督員の指定する日、又は業務担当者が必要とする日に打ち合わせを行うものとする。また、必要に応じて地元および営農関係者から聞き取りや資料収集に努めるものとする。

（成果品）

第4条 提出すべき成果品は、次のとおりとする。
基盤整備関連経営体育成等促進計画書

（かし担保）

第5条 成果品納入後であっても、その内容等に誤りが発見された場合は、受託者の責任において速やかに訂正等の措置を講ずるものとする。

（その他）

第6条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度双方協議の上、これを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第7 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第9 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 本契約書第18条の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第3の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第4の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

富山県 浅地南部地区 現況計画平面図 縮尺 1/2,500

